

平成29年度 第7回 府中市高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画推進等協議会会議録

1 日 時 平成30年1月15日（月）午前10時00分～午前11時00分

2 会 場 府中市役所北庁舎3階第1会議室

3 出席者 <委員>

和田会長、金森委員、近藤委員、鈴木委員、日高委員、中山委員、足立委員、  
松木委員、横手委員、原田委員、渡邊委員

<事務局>

村越福祉保健部長

（高齢者支援課）

山田高齢者支援課長、大木高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長、  
奥野地域支援係長、小暮福祉相談係長、石渡介護予防生活支援担当主査、  
石谷在宅療養推進担当主査、鈴木施設担当主査

（介護保険課）

石川介護保険課長、阿部介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査、  
奥資格保険料係長、横関介護サービス係長、熊坂介護認定係長

（地域福祉推進課）

阿部地域福祉推進課長、三浦地域福祉推進課長補佐兼社会福祉係長、  
鹿島理事

4 欠席者 佐藤副会長、山口委員、能勢委員、峯委員

5 傍聴者 3名

6 議事事項

- (1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）案に対するパブリック・コメントの実施状況について
- (2) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）案について

## 7 議事内容

- (1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）案に対するパブリック・コメントの実施状況について
- ア 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）案に対するパブリック・コメントの実施状況について、**参考資料**に基づき、事務局より説明。
- イ 質疑応答、意見等  
特になし。
- (2) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）案について
- ア 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）案について、**資料1**に基づき、事務局より説明。
- イ 質疑応答、意見等
- 会長 資料1の59ページ「28. 制度としての見守り」に関連して、府中市では配食サービスは行き渡っているのか。
- 事務局 民間の配食サービス提供事業者に、見守りの事業を付加して委託している。1件1円で見守り事業を提供するという契約になっており、現在は利用者が3名いる。料金設定も画一であるし、民間の事業者であれば量も選べるので、利用者のニーズに応えることができている。
- 委員 民間事業者の見守りには限度があり、利用者が内面的に抱えているちょっとした変化から危機を発見する力、あるいは地域包括支援センターやケアマネジャーと連携していくような対応力はない。食事という不可欠なサービスは、生活に困っている方や、生活に困っていることを自覚できない、発信できない方の発見ツールとして非常に貴重な手段なので、それを民間事業者に委託したのは残念に思うし、施策をなくしたとしても問題意識は持ち続けていただきたい。
- 委員 資料1の58ページ「27. 高齢者見守りネットワークの推進」の見守りの協力団体にその委託事業者は加入しているか。もし登録しているなら、利用者に応答がない場合は地域包括支援センターに連絡しバックアップをお願いするというような対応になるか。
- 事務局 委託事業者は見守りネットワークの登録団体に入っているし、これまでも地域包括支援センターとの連携はあった。  
また、昨年度、市とは契約していない民間の配食サービス事業所が、利用者が食事を受け取っていないことを地域包括支援センターに連絡し、地域包括支援センターから市に連絡が入り、市と地域包括支援センターと一緒に訪問して対応したということがあった。このように、民間の配食サービス事業者であったとしても実際に対応できたことも裏づけとなり、市としての事業は廃止するという判断をした。
- 委員 見守りには非常に幅広い意味があり、社会福祉協議会も府中市から一部委託を受けて「おはようふれあい事業」を展開している。乳酸菌飲料の製造・販売

会社の社会貢献活動とタイアップして、週に3回、乳酸菌飲料を届けながら安否確認をしており、その会社は多くの実績がある。そのあたりも見守りの大きなツールであることを再認識していただきたい。

資料1の66ページ「69. 住まいの情報提供」の3点目に関連して、老朽化した住宅の場合、来年立ち退くことを前提に契約する民間業者が一部いる。その場合、居住者は限られた時間で次の居所を決めなければならなくなる。そのような実態があることを事務局に認識いただき、不動産協会とよく協議する等して、困っている方の不便がないような形でセーフティーネットの網の目を細かくする配慮が必要である。

事務局 1点目については、事務局としても、1つだけではなくいろいろな見守りを捉えながら進めていきたいと考えている。

2点目については、これまでは高齢者住宅という受け皿で対応してきたが、募集回数が少なく、入居できる機会が限られてしまっていた。今回追加した文言は、新たな事業として考えている「高齢者住替支援事業」を踏まえてのものである。住宅についての相談は、市の住宅部門での相談、または福祉相談で受けてきているが、立ち退きという理由に限らず、ニーズの多様化に対応していきたいと考えている。また、高齢者住宅については募集の機会が少ないこと、立ち退きという重い事案が最優先されることから、応募していただいてもニーズに対応できていないという現状もあった。そのため、住まいに関するさまざまな相談の窓口を設置したいということで新たな相談の事業をつくった。高齢者住宅に入居するような状況の方については、保証事業も含めて検討させていただきたい。

委員 「69. 住まいの情報提供」の2点目に「情報を市役所や地域包括支援センターで提供します」とあるが、市役所のどこの課に行っても相談すればよいかかわからない高齢者も多いので、課名も記載いただけるとありがたい。

事務局 こちらは計画書であるため、実際どこに相談に行けばよいかについては、その事業を実施する際に、「おとしよりのふくし」に記載する。

委員 パブリック・コメントでいただいた意見への対応は反映されているか。

事務局 参考資料については、パブリック・コメントでいただいた意見の報告であり、この意見に対する対応は市の内部で検討しているところである。今後市の内部で十分検討した上で、もし修正等が発生した場合は、3月の協議会で報告させていただくとともに、事前に内部会議に出す前に会長に報告させていただきたいと考えている。

会長 この意見についてはこのように対応したという形で、次回協議会に提出するという形でよいか。

事務局 参考資料の「意見・提案等の概要」の右側に欄を追加して、市の考え方やどのように対応したかを示した資料を提出したいと考えている。

委員 配食サービスについて、1件1円とは、事業者が1円で実施しているという

ボランティアのようなものなのか。

事務局 利用者に600円の食事代を自己負担いただいた上で、見守りサービスを提供できる事業者がいるかという指名競争入札を行った。その結果、600円の利用者負担で十分であり、見守りサービス分の追加料金を多くもらう必要はないとの判断で1円の入札した事業者がいたということである。

委員 見守りサービスを利用できない方もおり、これからどのようにして幅広い見守りを浸透させていくかが課題である。地域づくりの中で、見守りサービスを受けてほしい方に受け入れてもらえるような対応スキル等も研究していかなければならない。

委員 財政的インセンティブの付与も影響してくると考えられるが、府中市の基準月額5,715円は近隣の市区町村の保険料と比べて高いか、低いのか。

居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移行されることについて、一般の方に理解いただけるかどうか。また、どのように周知していくのか。

共生型サービスの創出に関連して、利用者のアセスメントや居宅サービスのプランの立て方について、一般の方にどの程度浸透させていけるのかということなどをどこかに謳えるとよい。

事務局 府中市の基準月額については、各市ともこれから調整が加わるという状況のため不確定ではあるが、現在のところ26市中12番目に高い金額である。

財政的インセンティブについては、国から詳しい内容が示されておらず、交付金についても確認できていないため、保険料にどのような影響を与えるのかもまだ提示できない。

指定権限の移行に伴い、指導や助言にこれまで以上に積極的に取り組まなければならないと考えている。現状でもケアマネジャーからの相談を受けているが、今後は相談件数も増えると思われるので、市としても相談に的確に答えられるように体制等を整備していきたい。

共生型サービスについては、現状でも障害福祉サービス事業と介護保険事業の両方の指定を受けている事業所が多くあるので、そのような事業所が共生型サービスをどのように打って出るかに注目しながら、市としてできる支援を行っていきたい。

委員 資料1の93ページ「第1号の被保険者の介護保険料」について、所得金額と年額の比率をみると、所得が低いほうが、所得に占める年額の比率が高くなっている。第16段階の方の年額20万5,700円も決して安い金額ではないが、所得に対しての負担感となると、どうしても所得が低い段階のほうが負担割合が高くなってしまふ。これは当初から課題になっており、今後も基準月額が上がっていくであろうことを踏まえると、このあたりのことを視野に置きながら検討していかなければ、非常に負担の重い制度になってしまう。このことを共通に認識しながらこの計画を考えていかなければならない。

事務局 これから7期、8期と続く中で保険料が高額になっていくと思われるので、

その点をよく加味して保険料を考えていきたい。

会 長 資料2用語集の7ページに「地域支援事業」があるが、大きくは市町村事業と都道府県事業があり、この事業は市町村事業であるということを記載するとわかりやすい。

(3) その他

ア 地域ケア会議について

地域ケア会議について、新規の会議体を立ち上げることはせず、当協議会を地域ケア会議に充てることが了承された。

イ 日程について

第8回協議会は3月1日（木）に開催する。

以上